

平成24年1月11日(水) 15時00分		
照会先：保健福祉部保健予防課 健康危機管理対策室	厚生総務課 地域保健担当 首席医療指導監 石井 博幸	長寿福祉課 施設指導担当 課長補佐 佐藤 光明
担当者：室長補佐（総括） 柴田 隆之		

インフルエンザ様疾患による臨時休業措置について(第8報)

インフルエンザ様疾患の集団発生により臨時休業措置を行う旨、下記のとおり報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告受理日

平成24年1月2日(月)～平成24年1月8日(日)

2 臨時休業措置状況(平成23年9月5日～平成24年1月8日までの累計数)

施設区分	措置数(延べ)		患者数		措置内容						
	発生数	累計	発生数	累計	休校・閉鎖		学年閉鎖		学級閉鎖		
					発生数	累計	発生数	累計	発生数	累計	
保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	0	4	0	26	0	0	0	1	0	0	3
小学校	0	14	0	127	0	0	0	9	0	0	5
中学校	0	1	0	9	0	0	0	0	0	0	1
高等学校	0	1	0	12	0	0	0	0	0	0	1
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	20	0	174	0	0	0	10	0	0	10

※平成24年1月2日から平成24年1月8日までの間に、臨時休業措置をとった学校等はありませんでした。

※本県教育委員会が定めるインフルエンザ様疾患発生時の学級閉鎖の基準は、学級等の欠席率が20%に達した場合に、学校医と相談し措置を講ずることになっています。

3 社会福祉施設等における集団発生状況(平成24年1月2日～平成24年1月8日までの数)

施設区分	措置数(延べ)		患者数	
	発生数	累計	発生数	累計
医療機関施設	1	1	17	17
介護老人福祉関係施設	1	1	31	31
児童関係施設	0	0	0	0
障害関係施設	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	2	2	48	48

※施設名及び発生状況の詳細については、別添資料をご参照下さい。

※各社会福祉施設内において、最初のインフルエンザ様症状の患者発生後7日以内に、その者を含め10名以上の患者が集団発生した場合に、所管保健所に報告することになっています。

【別添資料】

平成24年1月2日～1月8日報告分

集団発生施設名

No	所在地	施設名	施設種別	在籍数	患者数
1	美浦村	社会福祉法人清栄会 特別養護老人ホームみほ	特別養護老人ホーム	107	31
2	那珂市	医療法人社団有朋会 栗田病院	医療機関	79	17

インフルエンザの予防について

ーひろげるなインフルエンザ！ ひろげよう咳エチケット！ー

◇ インフルエンザにかからない、うつさないための対策

★帰宅時の手洗い、うがい

- ・ 咽頭粘膜や手指など身体に付着したインフルエンザウイルスを取り除くために、有効な方法です。

★咳エチケット（咳やくしゃみをする時、ウイルスが2m～3m飛ぶと言われています。）

- ・ 咳・くしゃみ際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけましょう。
- ・ 使用後のティッシュは、すぐにフタ付きのゴミ箱に捨てましょう。
- ・ 症状のある人はマスクを正しく着用し、感染防止に努めます。

★インフルエンザの予防接種を受けましょう。

10月からインフルエンザの予防接種が受けられます。(詳細はお住まいの市町村又はお近くの医療機関にお問い合わせ下さい。)インフルエンザワクチンは、罹患した場合の重症防止に有効といわれています。流行する前に予防接種を受けましょう。

★適度な湿度の保持

空気が乾燥するとのどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなりますので、外出時にはマスクをしたり、室内では加湿器などを使って適度な湿度(50～60%)を保ちましょう。

★十分な休養と栄養摂取

- ・ からだの抵抗力を高めるために十分な休養と栄養を日ごろから心がけましょう。

★人混みや繁華街への外出を控えること、外出時のマスク着用

- ・ インフルエンザが流行してきたら、特に高齢者や慢性疾患を持っている人、疲労気味、睡眠不足の人は、人混みや繁華街への外出を控えること、外出時にはマスクを着用することも効果があります。

◇ インフルエンザにかかった場合の対応

- ・ 早めに**医療機関を受診**して治療を受けましょう。
- ・ 安静にして、休養をとりましょう。特に、**睡眠を十分にとる**ことが大切です。
- ・ **水分を十分に補給**しましょう。お茶やスープなど飲みたいもので結構です。
- ・ 一般的に、インフルエンザを発症してから**3～7日間はウイルスを排出する**と言われていますので、その間は外出を控えましょう。

*参考までに、学校保健安全法では、「**解熱した後2日を経過するまで**」をインフルエンザによる**出席停止期間**としています(ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときはこの限りではありません)。

- ・ 咳などの症状がある場合は、周りの方へうつさないために、咳やくしゃみをする際にはティッシュで口元を覆う、あるいは**マスクを着用**しましょう。